

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

市町村名 (市町村コード)	駒ヶ根市 (202100)		
地域名 (地域内農業集落名)	東伊那地区 (伊那・栗林・火山・塩田・大久保)		
協議の結果を取りまとめた年月日	大久保	令和6年3月6日	(第1回)
	火山	令和6年3月8日	(第1回)
	塩田	令和6年3月12日	(第1回)
	伊那耕地	令和6年3月22日	(第1回)
	栗林	令和6年3月26日	(第1回)
	東伊那地区	令和6年7月9日	(第1回)
	市内(規模拡大希望者等)	令和6年8月6日	(第1回)
	東伊那地区	令和6年8月7日	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手への集積・集約化は進んでいるが、分散圃場解消の取り組みが必要。
- ・後継者不足が懸念されるため、市内外からの新規参入の促進を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・東伊那地区は、日当たりの良い比較的なだらかな傾斜から山間地にかけての田畑地帯で、中小規模の果樹・施設園芸・野菜の専業・水稻を中心とした複合経営が行われており、地区営農組合を核とした連携による地域農業を確立する。
- ・観光農業・農園やグリーンツーリズム(都市と農村の交流)を取り入れた農業経営を推進し、地域振興作物の選定により複合化と担い手の育成を進める。
- ・クラインガルテン…宿泊をして長期間滞在し農業体験をしてもらう。併せて利用者と地域住民との交流イベント(収穫祭など)を、駒ヶ根ふるさとの家(JOCA)と連携して行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	304 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	304 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に農地バンクを通じて集積・集約化を進め、また、集積・集約化については農地利用最適化推進委員が調整する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域の中心となる担い手に集積・集約化する農地は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の経営意向や所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、農地利用最適化推進委員が段階的に集約化を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・経営感覚に優れた農業者の選定により、新規事業の立ち上げと、振興作物の栽培をリードするリーダーの育成し、企業的農業経営づくりの体制を構築する。 ・農業法人、認定農業者、専業農家の後継者の育成、新規就農者の育成など、地区の担い手として継続的な支援を行います。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地区営農組合を中心に、農業法人、認定農業者、専業的農業者等との連携により、農地集積や農作業受委託による農地の有効利用、農作業の共同化、農業機械の共同利用など地域農業の振興と農用地の維持・継続に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--